

令和7年9月12日

宇部市議会産業建設委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会産業建設委員会会議録

- 1 日 時** 令和7年9月12日（金）
午前9時56分から午後1時11分まで
- 2 場 所** 第2委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第84号 宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件
 - (2) 報 告 宇部市成長産業推進協議会の取組について
 - (3) 報 告 地方卸売市場再整備基本構想（素案）について
 - (4) 議案第90号 宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件
 - (5) 議案第96号 公共施設等運営権の設定について
 - (6) 議案第85号 宇部市下水道条例中一部改正の件
 - (7) 議案第86号 宇部市水道条例中一部改正の件
 - (8) 議案第91号 宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件
 - (9) 報 告 宇部市水道局窓口収納の廃止について
 - (10) 報 告 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定委員会の開催状況について
 - (11) 報 告 宇部市空家等対策協議会の開催状況について
 - (12) 議案第92号 損害賠償の額を定める件
 - (13) 議案第93号 損害賠償の額を定める件
 - (14) そ の 他

4 出席委員（9名）

委員長	志賀光法君	副委員長	甲谷理温君
委員	芥川貴久爾君	委員	荒川憲幸君
委員	岩村誠君	委員	河崎運君
委員	真宅宣昭君	委員	山下則芳君
委員	吉松剛君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第84号 宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件

産業経済部

部	長	林	孝之君
次	長	村岡	和弘君
次	長	久村	和行君
農林整備課長		元井	繁樹君
同課副課長		大道	浩史君
同課農業集落排水係長		田代	克己君

(2) 報 告 宇部市成長産業推進協議会の取組について

産業経済部

部	長	林	孝之君
次	長	村岡	和弘君
次	長	久村	和行君
成長産業創出課長		中角	直人君
同課副課長		川本	満隆君

(3) 報 告 地方卸売市場再整備基本構想（素案）について

産業経済部

部	長	林	孝之君
次	長	村岡	和弘君
次	長	久村	和行君
卸売市場長		石原	貴裕君
同副市場長		近藤	孝男君

(4) 議案第90号 宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件

土木建設部

部	長	宗野	行展君
次	長	國司	哲也君
下水道経営課長		若崎	真和君
同課副課長		岡本	浩之君
同課財政係長		山根	純子君

(5) 議案第96号 公共施設等運営権の設定について

土木建設部

部	長	宗野	行展君
次	長	國司	哲也君
下水道経営課長		若崎	真和君

同課副課長 岡本浩之君
同課財政係長 山根純子君
下水道施設課長 姫田剛志君
同課副課長 友末健治君

(6) 議案第85号 宇部市下水道条例中一部改正の件
土木建設部

部長 宗野行展君
次長 國司哲也君
下水道整備課長 藤田重治君
同課副課長 田丸 聡君

(7) 議案第86号 宇部市水道条例中一部改正の件
水道局

局長 秋田浩二君
副局長 中村浩二君
次長 濱原資彦君
上水道整備課長 久保 勉君
同課副課長 縄田栄二君

(8) 議案第91号 宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件
水道局

局長 秋田浩二君
副局長 中村浩二君
次長 濱原資彦君
財務課副課長 久保 孝君

(9) 報 告 宇部市水道局窓口収納の廃止について
水道局

局長 秋田浩二君
副局長 中村浩二君
次長 濱原資彦君
営業課長 田中則之君

(10) 報 告 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定委員会の開催状況について

都市政策部

部長 磯中克文君

次 長 渡 辺 一 正 君
都市計画課長 青 木 信 之 君
同 課 副 課 長 安 達 洋 之 君
同課都市計画係長 三 井 宏 之 君

(11) 報 告 宇部市空家等対策協議会の開催状況について
都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君
次 長 渡 辺 一 正 君
住宅政策課長 上 原 学 君
同 課 副 課 長 渡 邊 哲 文 君

(12) 議案第92号 損害賠償の額を定める件

(13) 議案第93号 損害賠償の額を定める件

交通局

局 長 大 谷 唯 輝 君
次 長 八 木 巧 君
交通事業課長 古 谷 信 弘 君
同 課 副 課 長 黒 田 寛 君
同 課 副 課 長 河 内 厚 司 君

8 事務局職員出席者

書 記 真 鍋 幸 恵 君

9 傍聴者 1名

——— 午前9時56分開会 ———

委員長（志賀 光法 君） おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会を開きます。

本日の審査は、お手元の日程（案）によって進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴については現在のところ申込みはありません。なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合はこれを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（志賀 光法 君） それではまず、議案第 8 4 号宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 議案第 8 4 号宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件について、御説明を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 農林整備課、元井です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 8 4 号宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件について御説明いたします。

議案集の 4 5 ページを御覧ください。

まず、宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例第 1 条の宇部市農業集落排水施設条例第 1 1 条の改正についてですが、これは国土交通省の通知である標準下水道条例についての改正を受け、排水設備等の工事の施行の関係条文を整備するものです。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損しましたが、工事を行うことができる指定工事店自身も被災したことにより、復旧が遅れることとなりました。

このことを受け、災害その他の非常の場合において、市長が必要と認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせることができると規定を追加するものです。

施行日は、公布の日としています。

議案集 4 6 ページ中ほどの、宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例第 2 条の宇部市生活排水処理施設条例第 1 4 条の改正も、同じ内容となります。

次に、議案集 4 5 ページ後半になりますが、宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例第 1 条の宇部市農業集落排水施設条例第 2 9 条の 2 の追加についてですが、これは、農業集落排水施設使用料の徴収の公平化及び徴収率の向上を図るため、使用料に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するものです。

施行日は、令和 8 年 4 月 1 日としています。

議案集 4 6 ページ後半から 4 7 ページの宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例第 2 条の宇部市生活排水処理施設条例第 2 2 条の 2 の追加も同じ内容となります。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願ひいたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。芥川委員。

委員（芥川 貴久爾 君） 標準条例の改正によるということだったと思いますけれども、延滞金については今までの現状というか、あったのですか。

執行部 延滞金については、今まで徴収しては……。

委員（芥川 貴久爾 君） すみません。

延滞があったかどうかということです。すみません。

執行部 ありました。

委員（芥川 貴久爾 君） どのくらいですか。

執行部 農業集落排水施設と生活排水処理施設を合わせてですけれども、過去5年で173件となります。

以上です。

委員（芥川 貴久爾 君） 実際に今は、延滞というようなことがあるのですか。

委員長（志賀 光法 君） 芥川委員、延滞は過去5年間で173件あったということで、その処理がどうかということですか。

委員（芥川 貴久爾 君） すみません。

どちらにしても経過措置等があるのですけれども、今延滞しているものについては、当然、今後も延滞金をかけることになるのですか。

執行部 今後は、かけていくようになると思います。

委員（芥川 貴久爾 君） 分かりました。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。甲谷委員。

委員（甲谷 理温 君） 確認させていただきたいのですけれども、災害時の工事の請負について他の市町村ということなのですが、県外も含む他の市町村という認識でよろしいでしょうか。

執行部 はい。よろしゅうございます。県外も含めて大丈夫です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第84号宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 宇部市成長産業推進協議会の取組について、執行部から報告があった。

(3) 地方卸売市場再整備基本構想（素案）について、執行部から報告があった。

委員長（志賀 光法 君） それでは次に、議案第90号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さんこんにちは。土木建設部です。

議案集の63ページになります。

それでは、議案第90号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件について、御説明申し上げます。

これは、令和6年度宇部市下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしく願いいたします。

執行部 それでは、議案第90号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件について、御説明いたします。

まず、未処分利益剰余金の処分の内容につきましては、令和6年度末残高8億6,328万7,915円のうち、5億7,800万円を処分するものです。

詳細といたしましては、(2)議会の議決による処分量にお示ししています5億7,800万円を、資本的支出の補填財源として使用したことから、資本金へ組み入れることとしています。これにより、処分後の未処分利益剰余金残高は、2億8,528万7,915円となりますが、これは繰越利益剰余金として、令和7年度へ繰り越します。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。芥川委員。

委員（芥川 貴久爾 君） 処分後残高がありますけれども、この何と申しますか、率みたいなものがあるのですか。令和6年度末残高の資本金への組入れへの率みたいなものは何かありますか。法則みたいなものがありますか。

執行部 率というのは特に設定はございません。

あくまでも、減債積立金の2億円と建設改良積立金の3億7,800万円を合わせて、5億7,800万円を取り崩して、それを資本金へ充てたものでございます。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第90号宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（志賀 光法 君） 次に、議案第96号公共施設等運営権の設定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 令和7年9月10日に追加上程させていただいた、議案第96号になります。

議案第96号公共施設等運営権の設定について御説明申し上げます。

これは、本市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づき、西部浄化センターにおける公共施設等運営権の設定を行うものです。

まずは、これまでの経緯と優先交渉権者の選定結果、今後のスケジュールについて御説明させていただき、その後、議案の説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、詳細につきまして、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願

いたします。

執行部 それでは、議案の説明の前に、宇部市公共下水道西部処理区運営事業（コンセッション）優先交渉権者の選定結果について御説明させていただきます。

こちらの資料、宇部市公共下水道西部処理区運営事業（コンセッション）優先交渉権者の選定結果についてを御覧ください。

2ページへ進んでください。こちらの目次の順で説明いたします。

次の3ページへお願いします。

まず、これまでの経緯について御説明いたします。

コンセッション導入については、平成27年度より検討を進めており、その検討結果について、令和3年12月に議会報告をさせていただきました。

その後、導入に向けた手続に着手し、事業者選定委員会を立ち上げ、令和6年9月議会において、進捗状況や募集要項等、公募の内容について御報告し、公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件について、議案上程し、議決をいただきました。

議決後、令和6年10月に募集要項等を公表し、募集した結果、3グループからの応募があり、令和7年5月16日に提案書類が提出されました。

提案書類を審査するため、令和7年6月24日に事業者選定委員会を開催し、優先交渉権者が選定されましたので、今回、選定結果について御説明させていただき、公共施設等運営権の設定について、議案上程するものです。

次の4ページをお願いします。

優先交渉権者の選定方法について説明します。

審査の進め方ですが、まず初めに、①資格審査として応募資格について審査し、次に、②提案審査として選定委員会において提案書の内容を審査しました。

次に、総合評価の採点方法について説明します。

総合評価点の配点につきましては、提案内容の評価を160点、提案価格の評価を40点とし、合計を200点としております。

次の5ページをお願いします。

選定結果について御説明いたします。

審査項目の1.実施方針に関する項目、2.事業内容に関する項目、3.価格に関する項目について採点した結果、総合的にはAグループが最も高い点となり、優先交渉権者として選定されました。

Aグループの評価ポイントとしては、1.実施方針に関する項目については、直営と事業者の相互連携による共創の取組、事業者自らが行うセルフモニタリング、あと地域貢献で高く評価されました。また、2.事業内容に関する項目については、本業となる運転・維持管理・保守点検、

改築・修繕について高く評価されました。

次の6ページをお願いします。

優先交渉権者として選定されたAグループの構成ですが、メタウォーター株式会社が代表企業を務める6社の企業で構成されております。そのうち、市内業者が3社、準市内業者が1社含まれております。また、このたびの審査結果につきましては、選定委員会が評価結果を取りまとめ、審査講評として、令和7年7月2日に市のウェブサイトにて公表しております。

次に、事業費の削減効果についてですが、今回の提案額と従来方式の算定額を比較した結果、公募前のVFMは約8.1%でしたが、提案により約13.7%、金額にして、現在価値換算前の価格ですが、約7億4,000万円の削減効果となりました。

次の7ページをお願いします。

事業者選定後の手続について説明します。

民間資金等の活用による公益施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）第19条では、PFI法に基づき民間事業者を選定した場合、遅滞なく選定された事業者に運営権を設定するものとし、運営権を設定する場合は、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされています。これにより、本議会により、議案第96号公共施設等運営権の設定についてを上程するものです。

最後に、今後のスケジュールについてですが、運営権設定の議会承認が前提となりますが、令和7年11月末に実施契約を締結し、その後、事業開始準備として業務の引継ぎ作業を行い、令和8年4月1日より30年間の事業に着手する予定です。

選定結果の説明は、以上になります。

引き続き、議案第96号公共施設等運営権の設定について説明いたします。

それでは、追加議案の第96号公共施設等運営権の設定についてを御覧ください。

これは、民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第19条第4項の規定に基づき、選定された事業者に対して西部浄化センターの公共施設等運営権を設定するものです。

主な内容といたしましては、1、公共施設等の名称は、運営権の対象施設となる西部浄化センター。

2、公共施設等運営権者は、選定事業者が本事業を実施するために新たに出資して設立した特別目的会社、うべアクアフロント株式会社。

3、公共施設等の立地については、西部浄化センターの所在地。

4、公共施設等の規模及び配置については、（1）の規模は、西部浄化センターの敷地面積、（2）の配置は、別図のとおりということで、最後の5ページに添付しておりますが、西部浄化センターの敷地の範囲内としております。

次に、5、公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容ですが、（1）義務事業として経営に関する業務、維持管理に関する業務、改築に関する業務、及び（2）附帯事業としており

ます。

最後に、6、公共施設等運営権の存続期間につきましては、運営権設定の日から令和38年3月31日までとし、事業期間の30年間としております。ただし、不可抗力などの理由により、事業が中断または遅延した場合には、市と運営権者が双方の協議のもとで、最大5年以内の延長が可能としております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） 30年間の契約ということで、議案の下の方に改築を任せるといっていますが、事業の運営をする中で収益があつて、その中から全部改築していくような仕組みかなと思うのですけれども、そもそも、もともとここは炭鉱跡地ではないかと思うのですよね。この建設物を今から造っていく上で、その辺の支障が出たときに全部自前でやるというふうはこの対象の会社は了解済なのでしょうか。その辺ちょっと確認します。

執行部 改築内容につきましては、既存の機械と電気設備のみとなっております。

土木設備の改築については今までどおり市で行いますので、その辺の話は特にないということ認識しております。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。吉松委員。

委員（吉松 剛 君） 参考までに聞くのですけれども、先ほど選定結果でAグループがなりましたけれども、Aグループには市内企業が入っていますが、Bグループ、Cグループにも市内企業が入っているかどうかの確認と、市内企業が入っていることによって、何か評価に差があるのかというのをお聞きします。

執行部 Bグループ、Cグループにつきましては、市内企業は入っておりません。

Aグループ、Bグループ、Cグループにつきまして、市内への発注額というか発注割合というのは、それぞれ40%以上の提案がありまして、そこではそんなに差はついてないということになっております。

委員長（志賀 光法 君） 市内企業が入ったことによって、加点があつたのかなのかということはどうですか。

執行部 それはないです。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。岩村委員。

委員（岩村 誠 君） さっき選定の中で、地域貢献というのも評価されたとありましたが、

地域貢献というのは、大体どのようなことを言われたり想定されたりしているのかお尋ねします。

執行部 今、提案を受けておりますのが、地域住民の雇用につながる、小学生から大学生までの階層別にアプローチした下水道業界に志望のきっかけをつくるような取組や、地元企業の下水道技術者を対象とした独自研修会により習熟度向上に努めるなど、具体的な人材育成のロードマップが描かれていることと、市内企業への優先発注については42%となっております。

また、SPCは特別目的会社の地元化ということで、当初は会社の出向から来ているのですが、それを地元の雇用にしていこうという取組がなされております。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。芥川委員。

委員（芥川 貴久爾 君） 審査講評について、事業終了後の情報開示の姿勢が確認でき、特に高く評価したと書いてありますが、どういうことでしょうか。説明してください。

執行部 基本的に事業の引継ぎをするときに、どのような施設で問題があったか、どのような運転をしたほうがいいのか、そのような情報開示をしていただくということを事業者が提案してきてくれているということになります。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。荒川委員。

委員（荒川 憲幸 君） 今回30年という長い契約期間になるのですけれども、30年後に本当にメリット、ここに書いてあるのが約7億円ちょっとの経済効果あるということなのですか、30年後にどうやって検証するのか、考えておられるのか、お聞きします。

執行部 当初、市が想定した額に対して、30年後にどうなったのかというのがなかなか検証しにくいところではございますが、とにかく効率よく業務をしていただくためにも、市のモニタリングを定期的に行っていて、その効果を検証していきたいと考えております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） 市のモニタリングはどのような体制でやられる予定ですか。

執行部 今考えておりますのが、市の職員によるモニタリングで、これについては毎月事業の内容を報告してもらうのと、3か月に1度財務状況を提出していただいて、それらの状況をチェックしていく。あと、第三者モニタリングということで、有識者等を交えた委員会を設置いたしまして、こちらでもモニタリングをしていくということで今考えております。

委員（荒川 憲幸 君） どれぐらいのスパンというか、間隔でされますか。

執行部 今の第三者モニタリングのスパンにつきましては、今の想定ですが、年に1度ぐらいの決算状況が把握できるタイミングでやりたいと考えております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） それと、審査講評というこの文章が出ていますよね。

この中で、特にAグループについて高く評価されるという点がたくさん書かれているのですが、独自にいろいろな、さっきもちよっとありましたけれども、施設改築などを適時やっていくということなのですが、主にどういうことが想定されていますか。経費の面でどれぐらい予定がされていますか。その辺が分かりますか。

執行部 改築事業費につきましては、市で上限額を提示しておりまして、それに対しては今、税抜きで行いますが、約84億円を想定しております。これは、改築費用です。

これに対して提案がなされておりまして、約83億8,000万円の提案が出てきているということになっております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） もともと市がやる予定の部分を安くできるということですか。それと、それが関わりがあるかどうか分かりませんが、効率的な運転をするための改築という項目がありますよね。それは同じことですか、同じものを意味しているわけですか。

執行部 効率的な改築につきましても、今の約84億円の増減額の中で、Aグループが考える最善の改築の仕方、なかなかやはり30年後というのが、どの施設が老朽化してくるか年数的には分かるのですが、どの施設が実際に運転が難しくなるかは想定が難しいため、現在想定しうる状態で試算していただいて、これが最善の解釈の仕方ですということを提案していただいているということになります。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） Aグループの提案の中で、事業初期に大規模な再構築を実施していることになっているのですが、大規模な再構築というのはどういうことですか。

執行部 今、一応上限額というのを定めております。各年度の上限額は定めているのですが、その他の附帯事業の提案をまた求めております。その附帯事業によって運営上安価になるようなものや収益が出るようなものの提案を求めておりまして、その中で提案が出ているのが、消化ガス発電や汚泥の広域化というものが出ております。

それらについて、初期10年以内をめどに実行に移していただいて、今後の利用料金を安価にしていくという取組がなされる予定になっております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） 初期というのは10年以内ですか。

執行部 10年以内でということを示しております。

委員（荒川 憲幸 君） 今、汚泥の有効利用ということで、燃焼化を提案されていることですが、汚泥の燃焼化というのは、これは当たり前のことではないですか。当然やられていることではないのですか。

執行部 現在、汚泥の処分につきましては、UBE三菱セメント株式会社へ廃棄物として処理

を委託しているということで、UBE三菱セメント株式会社でセメント原料にされているということです。それを今後は、廃棄物として受け入れてもらうのではなくて、市のほうで、市といっても宇部市だけではなくて広域化なので、宇部市だけではなくなかなか費用対効果が出ないので、今、提案が出ているのは、山口県の西部エリア、下関市から山陽小野田市、山口市ぐらいまでを含めて、それらが一体的で燃料化をする施設を設置して、その燃料化をしたことによって、今後は逆にUBE三菱セメント株式会社のほうに燃料化として買い取っていただくような仕組みを今考えている、という提案が出てきております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） その設備投資は誰がするのですか。

執行部 宇部市も含めて近隣の賛同いただいた各市で出し合って、設備投資をすると。それでも、処分費が今後高くなっていくということが想定されておりますので、高くなった時点で費用対効果を算出して、有利となるタイミングでそういったものに取り組んでいくということで今考えております。

委員（荒川 憲幸 君） 非常に不確定な要素ですよ。

今の燃焼させるということについても、燃料ですからね。今だって有価物ですよ、汚泥と言いながら。きちんと処理すれば燃料になるわけで、それをお金を払って処分してもらっている。今までも、場合によっては買ってもらえるのではないですか。今までそういう取組をされてないことのほうが、ちょっと不思議なのですけどね。

執行部 再資源化をすることに対して検討はしてきているので、結局小規模でやると、なかなか費用対効果が出ないということで、その施設の実行に移せていないというのが現状でございます。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

副委員長（甲谷 理温 君） 志賀委員長。

委員長（志賀 光法 君） 附帯事業についてはよく分かったのですが、1点ほど。よく言われているのが、やはり下水道処理技術の継承が必要ではないかと言われているので、このSPC会社に任せただけの場合、その会社に市の職員が入るということをよく他県ではやっていると思うのです。その辺のことは、今回検討されましたか。また、市の職員が入る予定になっているのかどうかお伺いします。

執行部 市の職員の出向について検討はしていたのですが、提案としてはそこまでは出ていないです。ただ、相互にやはり切磋琢磨していかないといけないというところで、お互いが研修をしたり、そういった取組はしていこうということで今話をしているところでございます。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） 評価する段階になって、こちらがやはり情報を持ってないと評価もできないようになるので、できるだけ本当は入ったほうがいいと思いますので、検討いただきたいと思います。

以上です。要望です。

執行部 分かりました。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。荒川委員。

委員（荒川 憲幸 君） 議案第96号公共施設等の運営権の設定についてに反対し、討論を行います。

本議案は、西部浄化センターをPFI法の手法によって、民間企業に運営させようというものです。しかし非営利で、住民の福祉の増進を目的とする公共施設と民間の企業の営利追求とはそもそも相入れないものです。

令和3年5月に会計検査院の報告で、国が実施したサービス購入型のPFI事業27事業の全てについて、PFI事業のほうが従来方式により行われていた事業よりも、維持管理費相当額が高額となったという報告があります。前者の后者に対する割合が最も高いもので285.3%、最も低いものでも106.8%。全てPFI事業のほうが高くなっているということが報告されています。

今、先ほどの質疑の中でも明らかになって、30年後の検証が全く分からないということもあります。国の事業においても、ほとんどが事業が終わったら継承されてないという実態もあります。

もともと民間企業が収益を上げるために、住民負担を引き上げたり、施設で働く職員を非正規雇用に置き換えるなど、施設の公共性を犠牲にせざるを得ないようなPFIが、この本旨ではないでしょうか。民間企業の利益追求のために、住民の福祉の増進という公共施設の本来の目的を犠牲にするPFIはやめるべきだということを述べて討論を終わります。

委員長（志賀 光法 君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第96号公共施設等運営権の設定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（志賀 光法 君） 次に、議案第 85 号宇部市下水道条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 議案集の 53 ページになります。

それでは、議案第 85 号宇部市下水道条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

このたびの改正は、国土交通省から通知がありました標準下水道条例についての改定に伴い、排水設備指定工事店の指定等の関係条文を整備するものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしく願いいたします。

執行部 それでは、議案第 85 号宇部市下水道条例中一部改正の件について御説明いたします。

このたびの改正は、排水設備指定工事店の指定等の関係条文を整備するものです。宇部市下水道条例第 6 条第 1 項になります。

現在の条例では、宅内の排水設備等の工事は、市長が指定した者でなければ行ってはならないと規定されています。

昨年、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって排水設備等の復旧が遅れることとなりました。

これを踏まえて、被災地での排水設備等の復旧工事が円滑に実施されるよう、宇部市下水道条例第 6 条第 1 項にただし書を加え、災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者に、排水設備等の工事を行うことができるよう、所要の整備を行うものであります。

施行日は、公布の日としています。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 85 号宇部市下水道条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

土木建設部の皆様、お疲れさました。ありがとうございました。

委員長（志賀 光法 君） 次に、議案第 86 号宇部市水道条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第 86 号宇部市水道条例中一部改正の件について御説明を申し上げます。

これは、災害その他非常の場合において、水道の早期復旧をさせるため、他の市町村長等の指定を受けた者等に給水装置の工事を行わせることができるよう、宇部市水道条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、上水道整備課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、議案第 86 号宇部市水道条例中一部改正の件について御説明いたします。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、個人の管理する給水、宅内給水装置の破損が多数発生したことに加え、宅内給水装置工事を担う地元業者自身の被災等、復旧工事に対応する業者の確保が困難な状態となったことから、家庭で水を使用できない状況が長期化しました。

現在、市町村の区域内における宅内給水装置工事については、それぞれの市町村長等の指定する業者が工事を行う指定給水装置工事事業者制度が導入されていますが、被災地における給水装置工事が円滑に実施できるよう、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長等の指定を受けた者等に、給水装置の工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長等の指定を受けた者等であっても、給水装置の工事を行うことができるよう、宇部市水道条例第 7 条第 1 項にただし書を加えるものです。

御説明は、以上となります。

御審査よろしくお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。荒川委員。

委員（荒川 憲幸 君） ちょっと 1 点確認なのですけれども、他の市町村長の指定を受けた業者の連絡調整というか、紹介していただくことになろうかと思うのですけれども、その辺の

お互いの情報共有はどのような形でされるのですか。

執行部 その辺については、まだちょっと決めておりませんので、今から要綱等を整理しながら、そういった情報をどのような形で公開するかということを決めていきたいと考えております。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） この条例が可決されたらすぐ公布されるわけですね。それで、そういう災害が起こって、実際に役に立たないという状態になったら意味がないわけですから、その辺の調整も早くやっていただくようお願いいたします。

執行部 その辺の要綱等は早急に整備して、実用的な形で執行できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第86号宇部市水道条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（志賀 光法 君） 次に、議案第91号宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第91号宇部市水道事業会計の剰余金の処分について御説明をいたします。

この議案につきましては、令和6年度の剰余金処分について議会にお諮りするものでございます。

よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては財務課長から説明をさせます。

執行部 それでは、議案第91号宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件について御説明いた

します。

これは地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益剰余金の処分について議会にお諮りするものです。

処分の内容につきましては、令和6年度末残高11億1,809万1,600円のうち、4億5,000万円を処分するものです。内訳としましては、(2)にお示ししていますように、資本的支出の補填財源として使用したことから、4億5,000万円を資本金へ組み入れるものです。これにより、処分後の未処分利益剰余金残高は6億6,809万1,600円となりますが、これは繰越利益剰余金として、令和7年度へ繰り越します。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

委員長(志賀 光法 君) 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(志賀 光法 君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(志賀 光法 君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第91号宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長(志賀 光法 君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(9) 宇部水道局窓口収納の廃止について、執行部から報告があった。

(10) 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

(11) 宇部市空家等対策協議会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長(志賀 光法 君) ここで、暫時休憩します。

再開は、午後1時とします。

———— 午後零時12分休憩 ————

———— 午後零時58分再開 ————

委員長（志賀 光法 君） それでは、委員会を再開いたします。

まず、交通局の方におかれましては、お待たせいたしました。

どうぞ、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次に議案第92号損害賠償の額を定める件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第92号損害賠償の額を定める件について御説明申し上げます。

今回の議案は、令和7年1月22日山口市小郡明治の市道において発生した路線バスによる物損事故の案件です。

詳細につきましては、課長から説明させます。

よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、御説明させていただきます。

まず、議案第92号の1、損害賠償の義務の発生の原因となる事実については、ただいま局長が申し上げたとおりです。

次に、2の損害賠償の相手方は、山口市伊藤和貴市長です。

次に、3の損害賠償の額は224万2,592円となっております。

次に、別添資料を御覧ください。

事故の概要につきましては、令和7年6月議会に、損害賠償の額を定める議案で御説明しているところですが、改めて御説明させていただきます。

令和7年1月22日午後3時10分頃、宇部新川駅発サンパークあじす経由新山口駅行きの便が、JR新山口駅付近のコンフォートホテル山口前にて、道路に停車中の自家用車を追い越し、車線に戻る際、歩道に乗り上げ、案内標識に衝突、救急搬送1名を含む乗客6名にけがを負わせました。

本議案は、案内標識の復旧に係る損害賠償額を定める件となります。

当該運転士は、事故当時57歳の正規職員の男性で、非正規職員の期間を含め交通局での運転歴は、28年11か月です。

次に、被害の状況等ですが、被害物件の案内標識は、新山口駅北口前の丁字路において路線バス及び一般車両等の進行方向を案内するもので、管理は山口市となっております。また、この案内標識は、支柱の高さが7.2メートル、外径が90センチメートル、内径が70センチメートルで、直径にすると約28センチメートルとなっており、衝突により支柱が根本から傾倒し、倒

壊のおそれがあったため、先行して早期に撤去し、復旧工事までは仮設の案内看板にて対応いたしました。

復旧にあたり、案内標識の面板や基礎など、損傷がなかった部分は再利用しましたが、支柱は変形し修復ができなかったため、製作を発注いたしました。

令和7年6月2日に復旧工事が完了し、同月19日に山口市による完了検査が完了したものです。

以上が被害の状況ですが、本事故に関わる被害者の方や物損等、複数の損害賠償につきまして、本議案及び次に御審査いただく議案第93号以外の方は、全て示談等が成立しております。なお、本議案の損害賠償に係る支払額に対しましては、自賠責保険及び交通局の任意保険会社となる全国市有物件災害共済会の保険対象となっており、全額補填される見込みです。

次に、事故の概要についてですが、こちらも改めて御説明させていただきます。

この事故は、運行中に集中力を欠き、意識がぼんやりした状態で漫然運転を続けたことが原因と考えられており、当該運転士は、事故後から現在まで乗務を停止し、局内業務に従事させております。当該運転士については、今後の行政処分及び刑事処分の結果を踏まえ、当局においても処分を検討いたします。

最後に、損害賠償額の内訳ですが、撤去費用が43万2,500円、復旧費用が134万300円、諸経費が26万5,920円で、これらに係る消費税を合算し、損害賠償額の総額は24万2,592円となります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。山下委員。

委員（山下 則芳 君） 事故の発生時間が午後3時頃なのですけれども、1日の、この運転士の、ほかの運転士もすけれども、大体1日何時間運転して、例えば何時間運転すると休まないといけないとか取決めがあったらお願いします。ずっと運転しっ放しなのかどうか、その辺も含めてお願いします。

執行部 お答えいたします。

運転士の運転につきましては、おおむね平均しまして1日6時間程度の運転時間がございます。その運転時間につきましては、国の労働基準法等で何時間まで運転できるといった定めもございますので、交通局ではその定めを守って、休憩もしっかりと取らせておるところでございます。

以上です。

委員（山下 則芳 君） 休憩ももちろん、何時間、例えば5時間運転して1回休むのか、

例えば2時間ごとに休むなど時間を決めていますかという質問です。

執行部 交通局の路線バスにおいては1番長い便が1時間20分程度の便でございますので、これを運行いたしましたら、必ず、最長でも1時間20分運転したら休むという形になっております。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第92号損害賠償の額を定める件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（志賀 光法 君） 次に、議案第93号損害賠償の額を定める件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第93号損害賠償の額を定める件について御説明申し上げます。

今回の議案は、令和7年1月22日山口市小郡明治の市道において発生した路線バスによる人身事故の案件です。

詳細については課長のほうから説明いたします。

よろしくお願いします。

執行部 それでは、御説明させていただきます。

まず、議案第93号の1、損害賠償の義務の発生の原因となる事実については、ただいま局長が申し上げたとおりです。

次に、2の損害賠償の相手方は、XXXXXXXXXXです。

次に、3の損害賠償の額は、355万8,945円となっております。

次に、別添資料を御覧ください。

事故の概要につきましては、先ほどの議案第92号と同一の事案ですので、説明は省略させていただきます。

次に、被害者の状況等についてですが、■■■■の傷病の程度は、口腔内裂傷、オトガイ部裂傷、歯牙脱臼、頭部外傷、前胸部打撲傷でした。これらのけがが全て治癒したことにより、本議案を御審査いただき、議決後に示談する予定です。

なお、損害賠償に係る支払額に対しましては、議案第92号と同様に、自賠責保険及び交通局の任意保険会社となる全国市有物件災害共済会の保険対象となっており、全額補填される見込みです。

最後に、損害賠償額355万8,745円の内訳ですが、治療費に係る321万485円が主なものとなります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） ちょっと高額のために聞きたいことが1つと、もう1つは先ほど聞くべきだったかも分からないのですが、原因について確認したいことがあります。

最初に、この慰謝料33万5,400円は、ほぼ1割ぐらいという、決まりか何かあるのかということが1つと、もう1つは発生状況のところ、左側に止まっていた停車中の自家用車を追い越して車線に戻るといふ発生状況があるわけですが、この止まっていた車に瑕疵がなかったかということを確認したいと思います。

執行部 お答えいたします。

1点目の慰謝料の定めというところでございます。

この慰謝料につきましては、こちらのまず歳出の根拠でございますけれども、自賠責保険の基準に伴ってこの慰謝料は算定しております。1日当たり4,300円の慰謝料という定めがございます、そちらが治療日数の39日。そして、こちら自賠責保険の定めで、それらに2を掛けた金額ということで、1日当たり4,300円掛ける39日掛ける2ということで、こちらの33万5,400円という慰謝料の算定になっております。

続きまして、2点目の発生状況の原因として、停車中の自家用車に瑕疵がなかったかという御質問でございます。

こちらの車両については、道路上に止まっていたものではありますけれども、完全に停車しており、こちらの車に瑕疵はないと考えられております。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第93号損害賠償の額を定める件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

交通局の皆様、お疲れさまでした。

引き続きあるので、そのまま座られて結構です。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 次にその他、行政視察等の詳細につきましては、後ほど、分科会終了後に事務局から説明させますので、その他の項については、分科会終了後に行います。よろしく申し上げます。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、産業建設委員会を散会します。

———— 午後1時11分散会 ————

令和7年9月12日

産業建設委員会委員長 志賀 光法